

# 電気用品安全法

## 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈

### 別表第十 改正情報

パナソニック ホールディングス株式会社 プロダクト解析センター  
Panasonic Holdings Corporation Product Analysis Center

EMCテストラボ 篠山EMCサイト  
EMC Test Laboratory Sasayama EMC Site

## (免責事項)

本資料に記載されている内容は、当社の解釈に基づくものであり、公式な見解や公的な規格書を保証するものではありません。公的に発行されている規格書や正式な公文書に関しては、そちらの情報が優先されます。

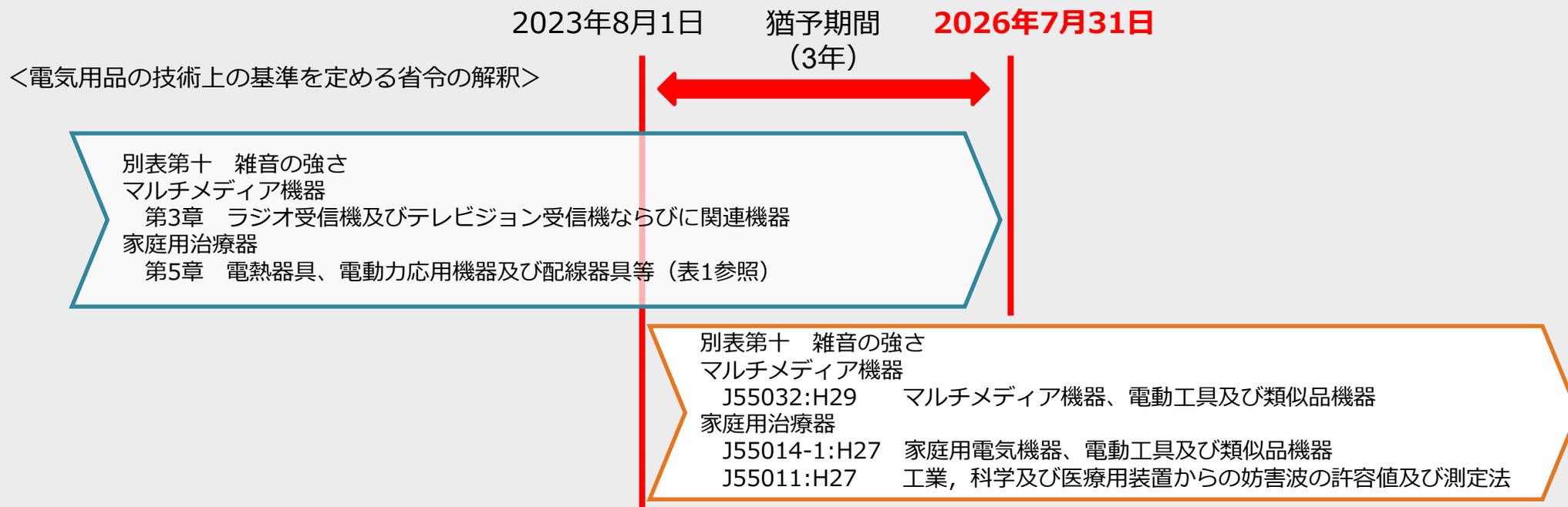
また、本資料を参考にされた結果、利用者に不利益や損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。資料の内容はあくまで参考情報としてご利用ください。

ご理解とご注意のほど、よろしくお願い申し上げます。

- **2023年8月1日の改正内容**
- **2025年8月29日の改正内容**
- **マルチメディア機器（J55032と第3章、第5章の違い）**
- **家庭用電気機器、電動工具及び類似品機器（J55014-1と第5章の違い）**

# 2023年8月1日の改正内容

経産省より**2023年8月1日**に、別表第十 第3章、第5章（一部）について見直し・改正が行われた。  
2026年7月31日に「別表第十 第3章、第5章（一部）」は廃止され、8月1日に「別表第十 J550XX」へ移行となる。



**2026年7月31日までに J55032、J55014-1、J55011 への移行が必要**

- [https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/04\\_cn/ts/20130605\\_3/b10/beppyoudai10\\_230801.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/04_cn/ts/20130605_3/b10/beppyoudai10_230801.pdf)
- [トピックス - 電気用品安全法 \(METI/経済産業省\) 令和5年8月1日](#)

# 改正前後のEMC測定項目

## ■ ～2026年7月31日

別表第十	測定項目
第3章 ラジオ受信機及び テレビジョン受信機 ならびに関連機器	雑音電界強度 (30 MHz - 1000 MHz)
	雑音端子電圧 (0.5265 MHz - 30 MHz)
	雑音電力 (30 MHz - 300 MHz)

別表第十	測定項目
第5章 電熱器具、 電動力応用機器 及び配線器具等	雑音電力 (30 MHz - 300 MHz)
	連続性雑音端子電圧 (0.5265 MHz - 30 MHz)
	半導体素子を内蔵する制御装置の負荷端子・補助端子 補助機器への外部接続端子における雑音端子電圧 (0.5265 MHz - 30 MHz)
	不連続性雑音端子電圧 (0.55 MHz, 1.4 MHz, 30 MHz)

## ■ 2026年8月1日～

別表第十	測定項目
J55032:H29 マルチメディア機器、 電動工具及び類似品機器	放射エミッション (距離3 m or 10 m) (30 MHz - 6000 MHz)
	放射エミッション (FM受信機、家庭用衛星放送受信機システムの屋外ユニット)
	伝導エミッション (AC電源ポート : 0.15 MHz - 30 MHz) (不平衡モード : 0.15 MHz - 30 MHz) (ディファレンシャル電圧 : 30 MHz - 2150 MHz)

別表第十	測定項目
J55014-1:H27 家庭用電気機器、 電動工具及び類似品機器	放射妨害波エミッション* (距離3 m or 10 m) (30 MHz - 1000 MHz)
	妨害波電力* (30 MHz - 300 MHz)
	端子電圧 (電源端子、負荷端子、補助端子 : 0.15 MHz - 30 MHz)
	不連続妨害波 (0.15 MHz, 0.5 MHz, 1.4 MHz, 30 MHz)

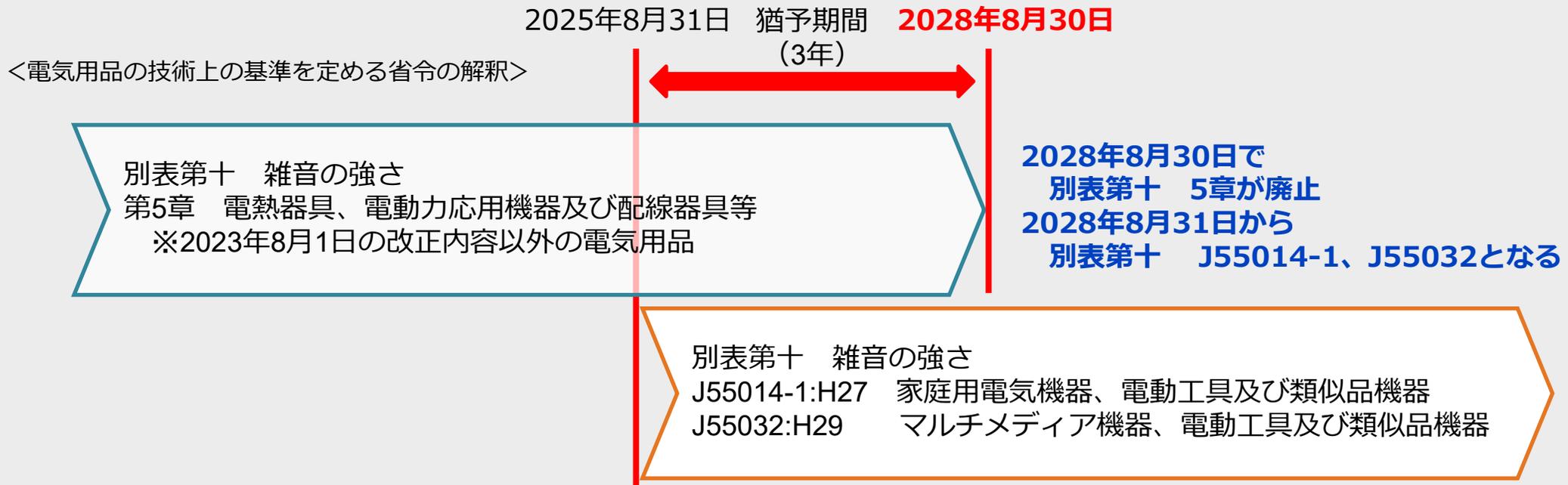
\* どちらかの測定法を選択

- 2023年8月1日の改正内容
- **2025年8月29日の改正内容**
- マルチメディア機器（J55032と第3章、第5章の違い）
- 家庭用電気機器、電動工具及び類似品機器（J55014-1と第5章の違い）

# 2025年8月29日の改正内容

経産省より**2025年8月29日**に、別表第十 第5章の電気用品について見直し・改正が行われた。  
2028年8月30日に「別表第十 5章（2023年8月1日の改正内容以外の電気用品）」は廃止され、  
8月31日から「別表第十 J55014-1」へ移行となる。

別表第十 第5章の電熱器具、電動力応用機器及び配線器具等で、デジタル技術を採用している機器は、  
J55032が適用される。



**2028年8月31日までに J55014-1、J55032 への移行が必要**

# 改正前後のEMC測定項目

## ■ ~2028年8月30日

別表第十	測定項目
<b>第5章</b> 電熱器具、 電動力応用機器 及び配線器具等	雑音電力 (30 MHz - 300 MHz)
	連続性雑音端子電圧 (0.5265 MHz - 30 MHz)
	半導体素子を内蔵する制御装置の負荷端子・補助端子 補助機器への外部接続端子における雑音端子電圧 (0.5265 MHz - 30 MHz)
	不連続性雑音端子電圧 (0.55 MHz, 1.4 MHz, 30 MHz)

## ■ 2028年8月31日~

別表第十	測定項目
<b>J55014-1:H27</b> 家庭用電気機器、 電動工具及び類似品機器	放射妨害波エミッション* (距離3 m or 10 m) (30 MHz - 1000 MHz)
	妨害波電力* (30 MHz - 300 MHz)
	端子電圧 (電源端子、負荷端子、補助端子 : 0.15 MHz - 30 MHz)
	不連続妨害波 (0.15 MHz, 0.5 MHz, 1.4 MHz, 30 MHz)

\*どちらかの測定法を選択

- 2023年8月1日の改正内容
- 2025年8月29日の改正内容（予定）
- **マルチメディア機器**（J55032と第3章、第5章の違い）
- **家庭用電気機器、電動工具及び類似品機器**（J55014-1と第5章の違い）

第3章 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機ならびに関連機器、

第5章 電熱器具、電動力応用機器及び配線器具等 (デジタル技術応用機器) からの大きな変化点は下記の通り

## J55032:H29の要求事項

- ① **周辺機器を含めたシステム評価が必須**
- ② **使用クロックにより、最大6 GHzまでの雑音電界強度測定の評価が必要**
- ③ **雑音端子電圧測定の下限周波数は0.15 MHzからとなり、平均値検波の限度値が追加**
- ④ **LANポートの雑音端子電圧測定が必須**
- ⑤ **雑音電力測定及びクリック雑音測定の評価要求が無く、雑音電界強度測定の評価が必須**
- ⑥ **CISPRに準拠した試験設備での評価が必須 (NSAやSVSWRを満たした電波暗室など)**

- 2023年8月1日の改正内容
- 2025年8月29日の改正内容（予定）
- マルチメディア機器（J55032と第3章、第5章の違い）
- **家庭用電気機器、電動工具及び類似品機器（J55014-1と第5章の違い）**

第5章 電熱器具、電動力応用機器及び配線器具等からの大きな変化点は下記の通り

J55014-1:H27の要求事項

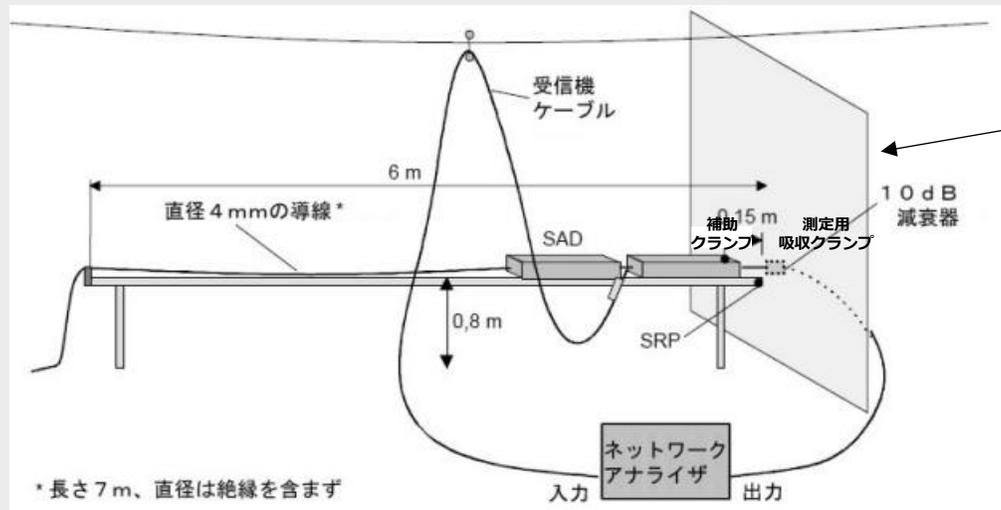
- ① **雑音電力測定 or 雑音電界強度測定を選択制**
- ② **雑音端子電圧測定の下限周波数は0.15 MHzからとなり、平均値検波の限度値が追加**  
**※インバーター応用機器は0.15 MHz～0.5 MHzは24 dBの緩和有り**
- ③ **雑音端子電圧測定の固定周波数 0.16 MHz、0.24 MHzの測定追加**
- ④ **クリック雑音測定は、0.15 MHz、0.5 MHz、1.4 MHz、30 MHzの4周波数に変更**
- ⑤ **雑音電力測定 of 吸収クランプは確実に5 mの距離を越えての移動が必須、平均値検波の限度値が追加**  
**（クランプ走行台が6 mの長さでなければならないことを意味する）**
- ⑥ **供給電圧によるノイズレベルの変動を確認するため、約0.16MHz（雑音端子電圧）と約50MHz（雑音電力）の周波数にて、定格電圧の0.9 倍～1.1 倍の範囲でノイズレベルが最大となる電圧を確認**
- ⑦ **CISPRに準拠した試験設備での評価が必須（ACTSを満たした雑音電力試験場）**

J55014-1では、雑音電力について

CISPR 16-1-3 第 2.0 版：2004が参照規格として採用されているためACTSの適合性評価が必要である

雑音電力の試験場の適合性として、 $\Delta ACTS (= |CF_{orig} - CF_{in-situ}| *1)$  が下記を満足することを確認

30 MHz～150 MHz	: $\Delta ACTS = <2.5$ dB
150 MHz～300 MHz	: $\Delta ACTS = 2.5$ dB～2 dB
300 MHz～1000 MHz	: $\Delta ACTS = <2$ dB



2.0m×2.0m以上の  
垂直グランド面  
(試験室の壁ではない)  
※垂直グランド面が入る  
サイズのシールド室が必要

**CISPR16-1-3に準拠した試験環境で、雑音電力の評価が必須**

出典元：CISPR 16-1-3 吸収クランプ([soumu.go.jp](http://soumu.go.jp))

1.  $CF_{orig}$ ：校正機関で取得したクランプ係数、 $CF_{in-situ}$ ：雑音電力の試験場で取得したクランプ係数

解析の力を、  
解決の力に。

Product  
Analysis  
Center